

令和6年 秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱



運動名

令和6年 秋の全国交通安全運動

期間

9月21日(土) から9月30日(月) までの10日間
 交通死亡事故ゼロを目指す日 9月30日(月)

目的

日没時間が早まる秋口は、夕暮れ時・夜間における歩行・自転車乗用中の交通事故の増加が懸念されます。

運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

反射材 光って気づいて 事故防止



チーバくん

運動重点

- 1 反射材等の着用促進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進等による安全運転の励行
- 3 飲酒運転根絶宣言制度の推進等による飲酒運転ゼロに向けた取組の強化
- 4 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店を募集しています！

千葉県では、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転根絶を宣言して実践する事業所・飲食店の登録を行っています。飲酒運転の根絶のためには、周りからの声掛けが重要です。登録いただければ、登録証と啓発物資をお送りします。



登録証 (A4サイズ)

掛け札 (26 cm×9 cm)

酒類販売店用保冷庫ステッカー (5 cm×25 cm)

～ 申込方法 ～

千葉県ホームページから「ちば電子申請サービス」をご利用ください。

「ちば電子申請サービス」が利用できない場合は、次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ・申込書を千葉県庁くらし安全推進課に郵送、FAX、またはEメールにて提出
- ・申込書を県内各警察署の交通課窓口を持参して提出(平日、窓口が開いている時間帯のみ)

皆さまの登録をお待ちしております。



お申込みはこちら↑

千葉県環境生活部くらし安全推進課交通安全対策室
 住所：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1-1
 TEL：043-223-2263 FAX：043-221-2969
 E-mail：ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp



飲酒疑似体験ゴーグルを体験してみませんか？

県では、飲酒疑似体験ゴーグルの貸出を行っています。装着すると、反応時間の遅れ・視覚のゆがみ・判断力の欠如など、飲酒による影響を疑似体験することができます。事業所や地域での交通安全教育にぜひご活用ください。

貸出を希望される場合は、千葉県環境生活部くらし安全推進課(043-223-2263)までお問合せください。



運 動 重 点

1 反射材等の着用促進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止



【 推進事項 】

(1) 反射材等の着用促進

- 全年齢を対象とした「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進
- 反射材の視認効果や使用方法を理解するための交通安全教育

キ：危険を回避、ラ：ライトアップ、リ：リフレクター（反射材）やLEDライトアップ☆ちば：反射材の着用率をアップ

(2) 歩行者の交通事故防止

- 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールの周知・啓発
- 歩行者から運転者に対する横断意思の明示（手を上げる、差し出す、運転者に顔を向けるなど）
- こどもの飛び出し防止のための日常生活・教育現場における交通安全教育
- こどもが日常的に移動する通学路等における見守り活動
- 加齢に伴う身体機能の変化を理解するための参加・体験・実践型の交通安全教育

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進等による安全運転の励行



【 推進事項 】

(1) 夕暮れ時以降の交通事故防止

- 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯の励行（日の入り：17時25分頃（国立天文台HP（千葉R6.9.30）））
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進
- 家族・従業員等への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起

(2) 歩行者保護意識の向上

- 「ゼブラ・ストップ活動」の徹底（前方確認、ブレーキ操作、3・ライトの徹底、確実なストップ）
- 「3（サン）・ライト運動」の推進（早めのライト点灯と小まめな切替え、反射材活用、右からの横断に注意）

(3) 高齢運転者の交通事故防止

- 「はればれ運転」の周知・啓発（雨で視界が悪い日は運転を控える、外出先を近所に変更するなど）
- 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解するための交通安全教育

3 飲酒運転根絶宣言制度の推進等による飲酒運転ゼロに向けた取組の強化

県警作成【飲酒運転受刑者の手記】



【 推進事項 】

- 事業者・飲食店に対する飲酒運転根絶宣言の積極的な働き掛け（裏面参照）
- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」規範意識の定着
- 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」と「千葉県飲酒運転根絶計画」の周知
- 事業所の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進と声掛けの励行
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒の影響を理解するための飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した交通安全教育（裏面参照）

飲酒運転根絶計画【令和6年度から令和10年度（5か年）】

- ・ 飲酒運転による死亡事故件数（毎年度） 0件
- ・ 飲酒運転による交通事故件数（毎年度） 着実な減少
- ・ 公職にある者の飲酒運転件数（毎年度） 0件
- ・ 飲酒運転根絶宣言事業所登録数（R10年度） 10,000件
- ・ 飲酒運転根絶宣言店登録数（R10年度） 3,000件

飲酒運転絶対ダメ！

4 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特定小型原動機付自転車のルール
【警察庁ウェブサイト】



【 推進事項 】

(1) 自転車ヘルメット着用

- 自転車・特定小型原動機付自転車利用者のヘルメット着用の徹底
- ヘルメット着用の必要性や効果について理解を深めるための交通安全教育
- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した広報啓発



(2) 交通ルール遵守の徹底

- 飲酒運転の禁止、信号に従うなど、基本的な交通ルールを理解するための交通安全教育
- 自転車損害賠償保険への加入、定期的な点検整備など「ちばサイクルール」の周知
- 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射器材の取付けによる視認性の向上